

税理士名簿

平成28年12月31日現在

氏名・名称	〒	事務所・所在地等	電話	摘要
有地伸剛	726-0003	府中市元町445-1 府中商工会議所会館3F	0847(47)1066	
伊吹健功	726-0011	府中市広谷町877-6	0847(46)3145	
占部圭祐	726-0013	府中市高木町449-4	0847(45)5702	
漆原正興	726-0032	府中市出口町1185	0847(40)1122	
大崎和恵	726-0004	府中市府川町133	0847(44)6065	
小川健治	726-0021	府中市土生町1492-1	0847(41)2425	
唐川浩志	726-0013	府中市高木町281-2	0847(45)0709	
唐川滋行		同所 唐川浩志事務所		
河村希美	726-0013	府中市高木町454	0847(45)7556	
河村万紀子	726-0004	府中市府川町133	0847(46)3570	
小林聖司	726-0011	府中市広谷町800-1	0847(45)1155	
皿海茂樹	726-0012	府中市須賀町418-1	0847(52)5334	
能島健治	726-0033	府中市目崎町117-1	0847(41)4638	
吉田太士	726-0013	府中市高木町281-2	0847(45)3628	
石原稔	729-3101	福山市新市町戸手39	0847(52)3148	
石原広一		同所 石原稔事務所		
鈴岡秀昭		同所 石原稔事務所		
栗原康雄	729-3101	福山市新市町戸手2331-19	0847(52)5866	
小林清	729-3101	福山市新市町戸手767-1	0847(51)4012	
城田隆通	729-3101	福山市新市町戸手2321-6	0847(51)2539	
千葉時博	729-3102	福山市新市町相方506-1	0847(51)3898	
縄稚晋三	729-3101	福山市新市町戸手165-3	0847(52)5744	
湯藤文人	729-3104	福山市新市町宮内817-32	0847(52)2350	
浅尾隆司	720-1142	福山市駅家町上山守165-1-5	084(982)8959	
宇野泰弘	720-1135	福山市駅家町弥生ヶ丘10-67	084(976)6067	
河村尚	720-1131	福山市駅家町万能倉1404-18	084(976)1366	
河村珠美		同所 河村尚事務所		
黒木文章	720-1142	福山市駅家町上山守433-1	084(977)1175	
佐々木貴広	720-1141	福山市駅家町江良409-1	084(976)4802	
高山茂樹	720-1132	福山市駅家町倉光421-9	084(976)5586	
館上清人	720-1131	福山市駅家町万能倉12-16	084(972)8278	
門田博嗣	720-1145	福山市駅家町今岡86-4	084(976)2766	
井上義隆	720-1410	神石郡神石高原町高蓋1170-1	0847(85)2802	
中本榮二	720-1602	神石郡神石高原町井関2127	0847(85)4286	
平井秀行	729-3601	神石郡神石高原町相渡6532-4	0847(87)0272	
税理士法人 田邊会計事務所	726-0004	府中市府川町100-5	0847(45)3830	
田邊知士		同所 税理士法人 田邊会計事務所		
沖本秀幸		同所 税理士法人 田邊会計事務所		
中村末美		同所 税理士法人 田邊会計事務所		
税理士法人 二宮事務所	720-1133	福山市駅家町近田1064-6	084(976)3711	
二宮浩樹		同所 税理士法人 二宮事務所		
近藤善郎		同所 税理士法人 二宮事務所		
二宮広子		同所 税理士法人 二宮事務所		

社会保障・税番号制度の概要（対象：法人）

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として**社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）**が導入されました。



2 法人番号及びマイナンバーについて

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されています。法人番号は、国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>）において公表され、どなたでも自由にご利用いただくことが可能です。
- マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。

3 法人番号及びマイナンバーの記載について

申告書等に法人番号・マイナンバーを記載していただく必要があります。

	記載対象	一般的な場合の提出時期
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書	(平成28年12月末決算の場合) ⇒平成29年2月28日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年12月末決算の場合) ⇒平成29年2月28日まで
法定調書(※)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(平成28年分給与所得の源泉徴収票の場合) ⇒平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出する申請書等	各税法に規定する提出時期

※ 本人へ交付する源泉徴収票等にはマイナンバー及び法人番号の記載は不要です。

4 マイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、番号確認と身元（実存）確認を行う必要があります。

＜本人確認を行うときに使用する書類の例＞

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）【番号確認及び身元（実存）確認】

例2 通知カード【番号確認】 + 運転免許証など(※)【身元（実存）確認】

※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2種類以上必要です。

国税に関する
マイナンバー制度の
最新情報

国税庁ホームページトップページ上段

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm> をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



消費税法改正のお知らせ

平成 28 年 4 月
国 税 庁
(平成 28 年 11 月改訂)

平成 28 年 4 月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I 消費税の軽減税率制度の実施

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の概要については、次のとおりです。

※ 平成 28 年 11 月の税制改正により、消費税率の引上げ時期及び軽減税率制度の実施時期等が変更されました。

消費税率及び地方消費税

平成 31 年 10 月 1 日（適用開始日）以後に行われる消費の課税等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される税率は次のとおりとなります。

○ 適用開始日以後に行われる消費の課税等のうち一定のものについては、適用開始日の税率（以下「旧税率」といいます。）を適用する等の経過措置が講じられています

区 分	現 行	平成 31 年 10 月 1 日	
		適 用 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率	8.0%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計	8.0%	10.0%	8.0%

軽減税率の対象となる品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます^(※1)。なお、外食^(※2)やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

※1 一体資産： おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが表示されているものをいいます。一体資産のうち、税込価格が 1 万円以下であって、食品の価格の占める割合が 2/3 以上の割合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

※2 外 食： 飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供をいいます。

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行するもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合は、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

なお、区分記載請求書等保存方式においては、現行の請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に必要とされる記載事項に加え、次の事項を記載する必要があります。

帳 簿：「軽減税率の対象品目である旨」

請求書等：「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額（税込み）」

【適用期間】

平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間に行われる消費の課税等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用されます。

（参考）平成 35 年 10 月 1 日から、税務署長の登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）から交付を受けた適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

税額計算の特例

軽減税率制度が導入される平成 31 年 10 月 1 日以降、税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例（簡易課税制度の適用に係る特例を含む。）があります。

軽減税率制度について、詳しくは、リーフレット「消費税の軽減税率制度が実施されます（平成 28 年 4 月）（平成 28 年 11 月改訂）」をご覧ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。）。

府中税務署からのお知らせ

☆ 申告会場の開設日程

申 告 会 場	期 間	受 付 時 間
府中市文化センター 1 階展示室 (府中市府川町 70 番地)	2/16 (木) ~ 3/15 (水) (土・日を除く)	午前 9 時 ~ 午後 4 時 (相談は午後 5 時まで)

※ 府中税務署内には申告会場を設置していないため、申告相談にお越しの方は上記の期間に府中市文化センターの申告会場へお越しください。

☆ 申告会場は大変混み合います。

申告書の作成はご自宅で！ 便利で簡単！ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して **e-Tax** 又は郵送で提出！！

※ e-Tax による申告は「マイナンバーカード」と「ICカードリーダライタ」の準備が必要です

～「確定申告書等作成コーナー」の 4 つのメリット～

- ① 税務署に出向く必要なし！
- ② 自動で税額を計算！
- ③ いつでも利用可能！
- ④ プリントサービスにも対応！

給与所得・年金所得の方は、見やすさ、分かりやすさを重視した、専用画面を利用すれば初めてでも簡単に申告書を作成できます。

平成 28 年分以降の確定申告書には、

マイナンバーの記載(入力) + **本人確認書類の提示又は写しの添付**

が必要です！

【本人確認書類の例】

例 1：マイナンバーカード

例 2：通知カード + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証 など

※ 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

マイナンバーカードを利用して、e-Tax により申告書等を送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となります。



おうちで作成 ネットで申告 **e-Tax** 詳しくは 国税庁 で 検索

東部県税事務所からのお知らせ

県税の電子申告等について



広島県では、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、インターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告、電子申請・届出の受付を行っています。

●利用できる電子申告

・予定申告、中間申告、確定申告、修正申告、清算確定申告 など

●利用できる電子申請・届出

- 法人設立・設置届出書
- 届出事項の異動届
- 届出事項の異動届(連結納税承認等)
- 更正の請求書
- 申告書の提出期限の延長の承認申請書
- 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書



オフィスや自宅から申告が簡単に

eLTAX用ソフト「PCdesk」で申告書を簡単作成

複数の地方公共団体の申告がまとめて一度に(注1)

市販の税務・会計ソフトのデータも利用可能(注2)



エルレンジャー

(注1)eLTAXに参加している団体に限ります。

(注2)eLTAX対応のソフトに限ります。

詳しくは eLTAXホームページをご覧ください。⇒<http://www.eltax.jp/>

納税証明書の交付を申請される皆様へ

法人に係る納税証明書の交付を申請される際の待ち時間短縮のため、次の点へのご協力をお願いします。

① 印鑑

交付請求書には、法務局届出の代表者印の押印が必要です。代表者印を持参できない場合は、交付請求書にあらかじめ代表者印を押印してご持参ください。

② 代理人が申請する場合

法務局届出の代表者印を押印した委任状(様式は自由)が必要です。また、交付請求書には代理人の方の認印が必要です。

③ 県税を最近(申請前2週間程度)納付している場合

県税事務所ですぐに納付を確認出来ないことがありますので、領収証書の原本をご持参ください。

④ 法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告納税を最近(申請前2週間程度)行った場合

- ①法人県民税・事業税・地方法人特別税申告書の控 と
- ②領収証書の原本 をご持参ください。



編集後記

広報委員 重森 正光

皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中はいろいろご協力頂きありがとうございました。

新年1号の「法人ふちゅう」はいかがでしたでしょうか。

本年も 府中法人会の活動を広く知って頂きながら、会員親睦のお手伝いも出来る様がんばっていきたく思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

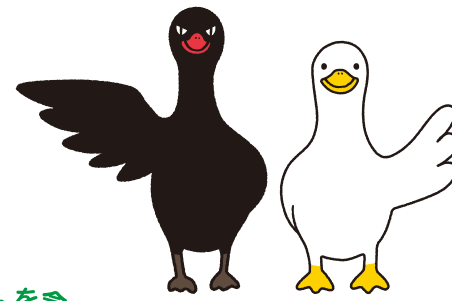
『法人ふちゅう』編集委員

小野 修司	関藤 寛
橘高 寛二	棗田 和敏
佐藤 ミユキ	西原 俊行
重森 正光	門田 泰一
下川 高広	山岡 敏昭
陶山 博幸	山本 剛徳

※五十音順

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成27年度(インシュアランス生命保険統計)



— 法人会 —

がんを含む
病気やケガの備えに

ちゃんと応える
医療保険

EVER

入院前後の通院も保障!

■ 通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	5日未満の場合	一律5日分	2.5万円
	5日以上の場合	1日につき	5,000円
手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など	1回につき 20万円
	手術	入院中の手術	1回につき 5万円
		外来による手術	1回につき 2.5万円
放射線治療	入院しなくても	1回につき	5万円
入院前後の通院	入院前(60日)、退院後(120日)の間で	30日	1日につき 3,000円

終身

ダックの医療相談サポート 病気・ケガをしたときの、治療費以外の不安や悩みもサポートします
※このサービスは(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】 通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身 三大疾病保険料払込免除特約なし

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2016年6月現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に備えたい



三大疾病[※]で所定の状態になった場合、以後の保険料が不要に



※がん・急性心筋梗塞・脳卒中

●契約年齢●
0歳~
満85歳
まで



— 法人会 —

心配な「がん」の備えに

新 生きるための
がん保険 7 Days

三大治療もしっかり保障!

■ Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新

診断	一時金として	1回限り	がん 上皮内 新生物	50万円 5万円
入院	1日目から 日数無制限	1日につき		5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき		5,000円
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき		10万円
放射線	60日に1回 回数無制限	1回につき		10万円
抗がん剤	入院しなくても	治療を受けた月ごと	乳がん・前立腺がんの ホルモン療法するとき	5万円 (給付倍率2倍) 2.5万円 (給付倍率1倍)

終身

10年更新

▽ 上皮内新生物は保障の対象外

プレミアサポート

訪問面談サービス

専門医 紹介 (プレミアタイプ)*

*Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。
※がん専門相談サービス(プレミアサポート)は、(株)法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】 Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ 定額タイプ 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

* (抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2016年6月現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの先進医療に備えたい



がん再発のリスクに備えたい



〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。



アフラック 広島総合支社

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7番18号 東芝フコク生命ビル5階

TEL 082-221-5966 FAX 082-221-5976

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。
AF法推-2016-0024-1612027 6月16日

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもりまます

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば

- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明



事故による身体障がい状態の例

例えば

- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに



事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 **約54.9%**



事故・けがによる

身体障がい者数の割合 **約14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

○万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。

○就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。

○保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。

○この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。

○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。

○当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。

○この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。

○ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。